

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
（案件名）

神戸国際港都建設事業  
防災街区整備事業施行規程を定める  
条例施行規則の制定

意見募集期間

令和6年9月13日～10月15日

問い合わせ先

都市局まち再生推進課

078-595-6733

## 1 意見募集期間

令和6年9月13日（金）～令和6年10月15日（火）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

- (1) 郵送による提出  
〒650-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30  
都市局まち再生推進課 意見募集あて
- (2) ファクシミリによる提出  
(078)595-6805 まち再生推進課 意見募集あて
- (3) 電子メールによる提出  
アドレス: machisaisei@office.city.kobe.lg.jp  
件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。
- (4) 持参による提出  
都市局まち再生推進課  
神戸市中央区浜辺通 2-1-30  
三宮国際ビル6階  
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間
- (5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則の制定」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年10月下旬頃（予定）に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

## 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。

- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則の制定について(概要)

## 1. 制定の趣旨

兵庫区の市街地北部に位置する下三条町北地区においては、密集する古い木造建物の解消とあわせて、小学校跡地を活用し、耐火性に優れた建物と公共施設を一体的に整備することで地区の防災性向上を図るため、令和4年7月、防災街区整備事業等の都市計画を決定し、現在、市が施行する事業計画の策定を進めています。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第179条及び第180条の規定に基づき、「神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例(以下、条例)」を制定する予定としており、本件は、神戸市議会において条例が可決された場合に、条例の施行に際し必要な事項について定めるものです。

## 2. 規則の概要

### ○清算金の確定通知

・条例第18条の規定による通知は、次の各号を記載した防災街区整備事業清算金確定通知書により行うものとする。

- (1) 確定した清算金の額及び徴収又は交付の別
- (2) 清算金の徴収又は交付の予定時期

### ○清算金交付の通知

・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下、法)第248条第1項の規定により清算金を交付しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金交付通知書により清算金の交付を受ける者に通知するものとする。

- (1) 交付する清算金の額
- (2) 交付期日
- (3) 交付場所

### ○清算金の供託の通知

・法第227条において準用する都市再開発法(昭和44年法律第38号)第92条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金供託通知書により行うものとする。

- (1) 供託した清算金の額
- (2) 供託所

### ○清算金の徴収通知

・市は、法第248条第1項の規定により清算金を徴収しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金徴収通知書により当該清算金を徴収されることとなった者に通知するものとする。

- (1) 徴収する清算金の額
- (2) 納付期限
- (3) 納付場所

- ・当該通知は、納付期限の 10 日前までにするものとする。
- ・当該通知は、神戸市会計規則(昭和 39 年3月規則第 81 号)第 27 条第3項の規定による納入通知書による通知をもって、これに代えることができる。

#### ○分割徴収の申請

- ・条例第 19 条第1項の規定により、清算金の分割徴収を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収申出書に、自己の所得を証する書類を添付しなければならない。
  - (1) 清算金の額
  - (2) 納付期限
  - (3) 納付場所

#### ○分割徴収の通知

- ・市は、法第 250 条第1項の規定により清算金の分割徴収を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収決定通知書により分割徴収を希望する者に通知するものとする。
  - (1) 分割徴収を行う清算金の額
  - (2) 分割徴収の期間及び回数
  - (3) 毎回の分割徴収の額
  - (4) 毎回の納付期限

#### ○繰り上げ納付の通知

- ・市は、条例第 19 条第5項の規定により未納の清算金の一部の繰り上げ納付の通知があったときは、その残額について、次の各号を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収変更通知書により繰り上げ納付をしようとする者に通知するものとする。
  - (1) 変更後の分割徴収清算金の額
  - (2) 変更後の分割徴収の期間及び回数
  - (3) 毎回の分割徴収の額
  - (4) 毎回の納付期限

#### ○繰り上げ徴収の理由

- ・条例第 19 条第6項に規定する規則で定める理由があるときは、次のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 清算金を分割して徴収されることとなった者が分割徴収に係る建築施設の部分を第三者に譲渡したとき。
  - (2) 清算金を分割して徴収されることとなった者の資力の低下が認められるとき。

#### ○繰り上げ徴収の通知

- ・市は、条例第 19 条第6項の規定により未納の清算金の全部を繰り上げて徴収しようとするときは、次の第1号及び第2号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収繰り上げ徴収決定通知書(以下「通知書」という。)により徴収されることとなった者に通知するものとし、同項の規定により未納の清算金の一部を繰り上げて徴収しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により徴収されることとなった者に通知するものとする。
  - (1) 繰り上げ徴収を行う清算金の額
  - (2) 納付期限

- (3) 残りの分割徴収を行う清算金の額
- (4) 変更後の分割徴収の期間及び回数
- (5) 毎回の分割徴収の額
- (6) 毎回の納付期限

#### ○督促

- ・市は、清算金を納付すべき者がその納付期限までに納付しないときは、納付期限後 20 日以内に、納付すべき金額及び納付すべき期限を指定した督促状により督促するものとする。
- ・当該指定期限は、督促状を発した日から 10 日を経過した日とする。

#### ○延滞金の減免

- ・条例第 20 条第2項に規定する規則で定める理由があると認めるときとは、次のいずれかに掲げる場合に該当し、督促状において指定した期限までに納付しなかったことがやむを得ないときとする。
  - (1) 督促を受けた者が震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は資産を盗まれた場合
  - (2) 督促を受けた者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による扶助を受けた場合
  - (3) 督促を受けた者が自己の責めに属さない事情により納入通知又は督促状送達の実情を知ることができなかった場合
  - (4) 前3号に準ずる事情がある場合

#### ○延滞金の減免申請等

- ・条例第 20 条第2項の規定による延滞金の減額又は免除(以下「減免」という。)を希望する者は、市に次の各号を記載した防災街区整備事業延滞金減免申出書に、減免を希望する理由を証する書類を添付し、延滞金の減免の申出をしなければならない。
  - (1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金と延滞金の額
  - (2) 減免を希望する延滞金の額
  - (3) 減免を希望する理由
- ・市は、条例第 20 条第2項の規定により延滞金の減免を決定したときは、次の各号を記載した防災街区整備事業延滞金減免決定通知書により減免を希望する者に通知するものとする。
  - (1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金と延滞金の額
  - (2) 減免する延滞金の額

#### ○滞納処分の事務

- ・法第 250 条第4項の規定による滞納処分の事務は、市長の委任を受けた神戸市職員が行う。
- ・当該職員は、法第 250 条第4項の規定による滞納処分を行う場合には、所属、氏名を記載した防災街区整備事業清算金滞納処分職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### ○帳簿

- ・市は、次に掲げる帳簿を備えるものとする。
  - (1) 神戸市防災街区整備事業清算金台帳
  - (2) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金徴収簿
  - (3) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金交付簿

○届出その他の様式

・この規則に規定する書類の様式は、主管局長が定める。

○施行細目の委任

・この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

3. 施行予定

令和6年10月下旬

【参考】

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例(案)

※令和6年第2回定例会に上程

※内容に変更が生じる可能性があります。

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 経費の分担（第6条）

第3章 保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡（第7条—第10条）

第4章 防災街区整備審査会（第11条—第16条）

第5章 宅地への権利変換の申出（第17条）

第6章 清算（第18条—第20条）

第7章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「法」という。）第119条第5項の規定により、市が施行する防災街区整備事業（以下「事業」という。）について、法第180条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（事業の名称等）

第3条 この条例により市が施行する事業の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、別表のとおりとする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第5号に規定する防災街区整備事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内に置く。

第2章 経費の分担

（経費の分担）



第6条 事業に要する経費は、次に掲げるものを除き、市が負担する。

- (1) 法第265条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- (2) その他の負担金又は補助金

### 第3章 保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡

(保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡)

第7条 事業の施行により市が取得する防災建築施設の部分（以下「保留床等」という。）又は個別利用区内の宅地は、次に掲げる場合を除き、公募により賃貸し、又は譲渡するものとする。

- (1) 法第252条第1項第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が特に必要と認める場合  
(賃借人又は譲受人の募集方法)

第8条 前条の規定による賃借人又は譲受人の公募は、インターネットの利用その他の方法により広告して行うものとする。

(賃借人又は譲受人の資格)

第9条 市が取得した保留床等又は個別利用区内の宅地を賃借りし、又は譲り受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 賃借料又は譲受代金の支払ができる者であること。
- (2) 保留床等を賃借りし、又は譲り受ける場合には、当該施設建築物の用途の構成に適合して利用できる者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の付する条件に違反するおそれがないと認められる者であること。

(賃借人又は譲受人の決定)

第10条 市は、賃借り又は譲受けの申込みをした者の数が賃貸し、又は譲渡しようとする保留床等又は個別利用区内の宅地の数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該保留床等又個別利用区内の宅地の賃借人又は譲受人を決定しなければならない。

### 第4章 防災街区整備審査会

(審査会の名称)

第11条 法第187条第1項の規定により設置する防災街区整備審査会（以下「審査

会」という。)の名称は、別表のとおりとする。

(委員の定数等)

第12条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第187条第4項の規定により同項第1号に掲げる者のうちから任命される委員(以下「1号委員」という。)の数は、3人以上とし、同項第2号に掲げる者のうちから任命される委員(以下「2号委員」という。)の数は、2人以内とする。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格事由等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき、及び2号委員にあっては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権をすべて失うに至ったときは、その職を失う。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(委員の氏名等の公表)

第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を公表しなければならない。

(審査会の会長)

第15条 審査会に会長を置く。

2 会長は、1号委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(審査会の招集等)

第16条 審査会は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、法第212条第2項後段の規定（法第217条、法第232条第3項及び法第246条第2項並びにその他の法令の規定において準用する場合を含む。）による場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

#### 第5章 宅地への権利変換の申出

(申出に係る基準面積)

第17条 法第202条第2項第2号の施行規程で定める規模は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律施行令（平成9年政令第324号）第34条に規定する数値とする。

#### 第6章 清算

(清算金の額等の通知)

第18条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金の額が確定したときは、速やかに、当該清算金の徴収又は交付を受ける者に、当該清算金の額その他必要と認める事項を通知するものとする。

(清算金の分割徴収)

第19条 清算金を徴収されることとなった者で、法第250条第1項の規定による清算金の分割徴収を希望するものは、前条の規定による通知があった日から2週間以内に、規則で定めるところにより、市に分割徴収の申請をしなければならない。

2 清算金を分割して徴収する場合における毎回の徴収額は、利子を合わせて均等とする。ただし、毎回の徴収額に100円未満の端数が生じるときは、当該端数の額は、第1回に徴収する。

3 清算金を分割して徴収する場合において、第2回以降の毎回の納付金の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して1月を経過した日とする。

4 清算金を分割して徴収されることとなった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 分割徴収に係る防災建築施設の部分を第三者に譲渡しようとするとき。

(3) 他の債務につき強制執行を受け、又は破産の申立てがあったとき。

5 清算金を分割して徴収されることとなった者が、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて納付しようとするときは、あらかじめ、その旨を市に通知しなければならない。

6 市は、清算金を分割して徴収されることとなった者が分割徴収に係る納付金を滞納したときその他規則で定める理由があるときは、未納の清算金の全部又は一部について、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

（延滞金）

第20条 市は、法第250条第2項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合は、同条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。

2 市は、延滞金を徴収する場合において、督促を受けた者が納付しないことについて規則で定める理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

## 第7章 雑則

（施行細目の委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第13条第1項第2号及び第2項の規定を適用する。

別表（第3条、第11条関係）

**【参考】**

事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称		審査会の名称
神戸国際港都建設事業 下三条町 北地区防災街区 整備事業	神戸市兵庫区	下三条町の一部	神戸市下三条町 北地区防災街区 整備審査会